



2026年3月2日

各位

会 社 名 株 式 会 社 豊 田 自 動 織 機
代 表 者 名 取 締 役 社 長 伊 藤 浩 一
(コード番号 東証プライム・名証プレミア)
6 2 0 1
問 合 せ 先 経 理 部 長 玉 木 康 一
(TEL. 0566-22-2511)

**株式会社豊田自動織機（証券コード：6201）の株券等に対する
公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ**

トヨタアセット準備株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が2026年1月15日から実施しております当社株式の全て（但し、トヨタ自動車株式会社が所有する当社株式、及び、当社が所有する自己株式を除きます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、公開買付者より本公開買付けに係る公開買付期間の延長について別添のとおり報告を受けましたので、お知らせいたします。

以上

本資料は、トヨタアセット準備株式会社（公開買付者）が、株式会社豊田自動織機に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2026年3月2日付「株式会社豊田自動織機（証券コード：6201）の株券等に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」

2026年3月2日

各位

会 社 名 トヨタアセット準備株式会社
代 表 者 名 代表取締役 戸 田 陽

**株式会社豊田自動織機（証券コード：6201）の株券等に対する
公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ**

トヨタアセット準備株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2026年1月14日、株式会社豊田自動織機（証券コード：6201、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場及び株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）プレミアム市場上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を非公開化することを目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、対象者株式の全て（但し、トヨタ自動車株式会社（以下「トヨタ自動車」といいます。）が所有する対象者株式 74,100,604 株（所有割合（公開買付者プレスリリース（以下に定義します。）の「1. 買付け等の目的等」の「(1) 本公開買付けの概要」において定義しております。以下同じです。）：24.66%、以下「トヨタ自動車所有対象者株式」といいます。）、及び、対象者が所有する自己株式を除きます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2026 年 1 月 15 日より本公開買付けを実施しておりますが、2026 年 3 月 2 日、本公開買付けにおける買付け等の期間の変更を行うことを決定いたしました。なお、2026 年 3 月 2 日 13 時時点で本公開買付けに応じて売付け等の申込みがなされた株券等は約 93,848,000 株（所有割合：31.23%）です。ただし、当該株券等の数は、2026 年 3 月 2 日 13 時時点において実務上把握可能な概数であり、また、当該申込みを行った株主は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

これに伴い、2026 年 1 月 14 日付「株式会社豊田自動織機（証券コード：6201）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（2026 年 2 月 12 日付「株式会社豊田自動織機（証券コード：6201）の株券等に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」により変更された事項を含み、以下「公開買付者プレスリリース」といいます。）の内容を下記のとおり変更いたしますので、お知らせいたします。

なお、変更箇所には下線を付しております。

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

(変更前)

<前略>

本取引は、①本公開買付け、②（ア）本公開買付けの成立後、本公開買付けの決済の開始日の前営業日までの期間における、本普通株式出資（トヨタ不動産）及び本優先株式出資並びに本普通株式出資（公開買付者親会社（1回目））、（イ）本公開買付けの決済後における、公開買付者親会社によるトヨタ自動車及びトヨタ不動産の取締役会長である豊田章男氏（以下「豊田氏」といいます。）を割当先とする普通株式の第三者割当増資（以下「本普通株式出資（豊田氏）」といいます。）（注5）及び公開買付者による公開買付者親会社を割当先とする普通株式の第三者割当増資（以下「本普通株式出資（公開買付者親会社（2回目）」といいます。）、③本公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提条件とした（i）トヨタ自動車による自己株式の公開買付け（以下「本自己株式公開買付け（トヨタ自動車）」といいます。）、（ii）デンソーによる自己株式の公開買付け（以下「本自己株式公開買付け（デンソー）」といいます。）、（iii）豊田通商による自己株式の公開買付け（以下「本自己株式公開買付け（豊田通商）」といいます。）及び

(iv) アイシンによる自己株式の公開買付け（以下「本自己株式公開買付け（アイシン）」といいます。）
（(i)～(iv)を総称して、以下「本自己株式公開買付け」といい、(i)、(iii)及び(iv)を総称して、以下「本自己株式公開買付け（トヨタ自動車、豊田通商、アイシン）」といいます。）並びに対象者による本自己株式公開買付け（トヨタ自動車、豊田通商、アイシン）への応募、④本公開買付けにより、本公開買付け対象株式の全てを取得できなかった場合に対象者の株主を公開買付け者及びトヨタ自動車のみとすることを目的として実施される会社法第180条に基づき行う株式併合（以下「本株式併合」といい、本株式併合により対象者の株主を公開買付け者及びトヨタ自動車のみとし、対象者株式を非公開化するための一連の手続を「本スクイーズアウト手続」といいます。）、⑤本スクイーズアウト手続の完了を条件として対象者によって実施されるトヨタ自動車所有対象者株式の自己株式取得（以下「本自己株式取得」といいます。）、⑥本公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提条件とした本自己株式公開買付け（デンソー）及び対象者による本自己株式公開買付け（デンソー）への応募からそれぞれ構成されます。なお、本株式併合の詳細については、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。

<中略>

(iv) 本自己株式公開買付け（アイシン）

アイシンが2025年6月3日付で公表した「自己株式の取得に係る事項の変更及び自己株式の公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（以下「本自己株式公開買付けプレスリリース（アイシン）」といい、本自己株式公開買付けプレスリリース（トヨタ自動車）、本自己株式公開買付けプレスリリース（デンソー）及び本自己株式公開買付けプレスリリース（豊田通商）と併せて「本自己株式公開買付けプレスリリース」と総称します。）によると、アイシンは、2025年6月3日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及びアイシンの定款の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本自己株式公開買付け（アイシン）を行う予定であることを決議したとのことです。

その後、アイシンが2026年1月14日付で公表した「自己株式の公開買付けの買付条件等の変更及び自己株式取得に係る事項の変更に関するお知らせ」（以下「本自己株式公開買付け条件変更プレスリリース（アイシン）」といい、本自己株式公開買付け条件変更プレスリリース（トヨタ自動車）、本自己株式公開買付け条件変更プレスリリース（デンソー）及び本自己株式公開買付け条件変更プレスリリース（豊田通商）と併せて「本自己株式公開買付け条件変更プレスリリース」と総称します。）によると、アイシンは、2026年1月14日開催の取締役会において、本自己株式公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本自己株式公開買付け価格（アイシン）」といいます。）を、本自己株式公開買付け価格（アイシン）を最終的に決定する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所プライム市場におけるアイシン普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場におけるアイシン普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。但し、かかる金額が本自己株式公開買付け（アイシン）の実施予定の決議に係る取締役会開催日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場におけるアイシン普通株式の終値1,791円（小数点以下四捨五入）を上回る場合には1,791円）とすることから、本自己株式公開買付け価格（アイシン）を最終的に決定する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所プライム市場におけるアイシン普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場におけるアイシン普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。但し、かかる金額が本自己株式公開買付け（アイシン）の買付条件等の変更の決議に係る取締役会開催日の前営業日である2026年1月13日の東京証券取引所プライム市場におけるアイシン普通株式の終値3,078円を上回る場合には3,078円）とすることに変更することを決議したとのことです。

なお、本公開買付け合意書において、本公開買付けが成立し、その決済が完了した後、アイシンが、本自己株式公開買付け（アイシン）を開始することを前提条件として、対象者は、所有するアイシンの普通株式の全部（23,239,227株、アイシン株式所有割合（注9）：3.20%）を本自己株式公開買付け（アイシン）

に応募することを合意しております。本自己株式公開買付け（アイシン）の詳細については、本自己株式公開買付けプレスリリース（アイシン）及び本自己株式公開買付け条件変更プレスリリース（アイシン）をご参照ください。

<中略>

また、本公開買付けに際して、トヨタ不動産は、本取引検討中における機密保持の観点から、本公開買付けの開始予定の公表以前には、トヨタ自動車及びトヨタグループ3社並びに豊田氏を除く対象者株主への本公開買付けに関する説明は行っておらず、当該各対象者株主からは、その所有する対象者株式について、本公開買付けへの応募の意向の連絡を受けてはおりませんでした。公開買付者は、本公開買付けの成立確度を高める観点で、2025年12月上旬より、保有株式数、応募見込み等を勘案し、複数の対象者株主に本公開買付けへの応募を要請し、2026年1月14日までに、（a）株式会社ジェイテクト（2,002,625株、所有割合：0.67%）、（b）愛知製鋼株式会社（478,305株、所有割合：0.16%）、（c）公益財団法人豊田理化学研究所（119,000株、所有割合：0.04%）、（d）愛三工業株式会社（113,557株、所有割合：0.04%）、（e）トヨタL&F広島株式会社（100,494株、所有割合：0.03%）、（f）トヨタ瑞浪開発株式会社（99,300株、所有割合：0.03%）、（g）大豊工業株式会社（81,500株、所有割合：0.03%）、（h）トヨタ紡織株式会社（33,985株、所有割合：0.01%）、（i）興和株式会社（565,050株、所有割合：0.19%）、（j）浅井産業株式会社（292,500株、所有割合：0.10%）、（k）あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（3,922,472株、所有割合：1.31%）、（l）三井住友海上火災保険株式会社（2,619,400株、所有割合：0.87%）、（m）東京海上日動火災保険株式会社（2,019,550株、所有割合：0.67%）（以下、（a）～（m）の株主を総称して「応募意向表明株主」といいます。）から、各応募意向表明株主が所有する対象者株式の全て（合計所有株式数：12,447,738株、合計所有割合：4.14%）について、それぞれ本公開買付けに応募する意向があるとの連絡を受けました。もっとも、公開買付者は、各応募意向表明株主から当該意向の連絡を受けたにとどまり、各応募意向表明株主との間で応募契約を締結したのではなく、各応募意向表明株主において本公開買付けへの応募に関する意向を変更することが制限されるものではありません。

<中略>

<取引のストラクチャー図>

① 本日現在

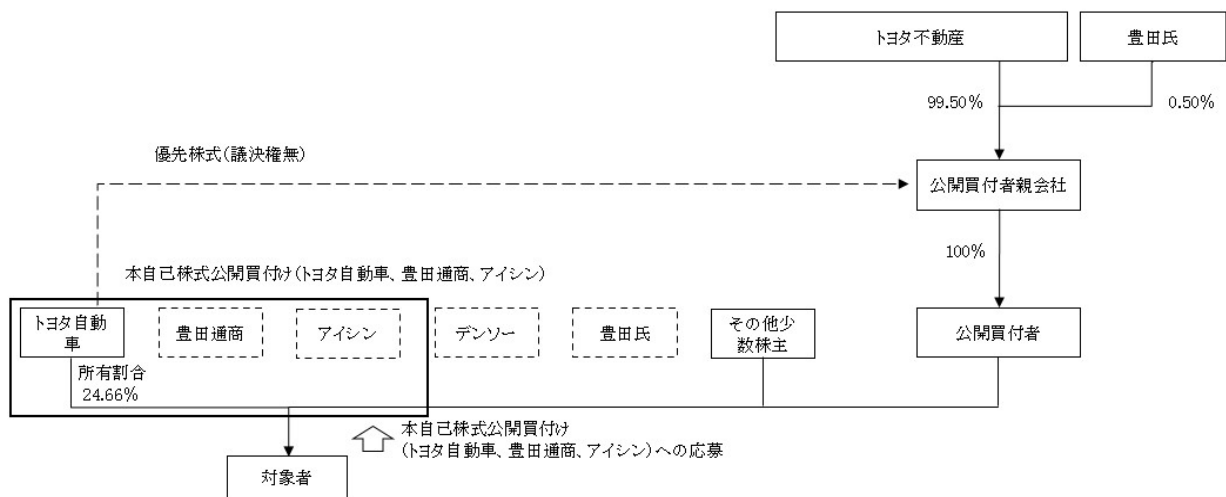
本日現在において、対象者株式のうちトヨタ自動車が74,100,604株（所有割合：24.66%）、豊田通商が15,294,053株（所有割合：5.09%）、アイシンが6,578,372株（所有割合：2.19%）、デンソーが14,823,500株（所有割合：4.93%）、豊田氏が141,600株（所有割合：0.05%）、トヨタ不動産が16,291,374株（所有割合：5.42%）、その他の対象者株式をその他少数株主が所有しています。また、トヨタ不動産は、2025年6月9日に、公開買付者親会社及び公開買付者を設立しており、公開買付者は、本公開買付対象株式の全てを対象に本公開買付けを実施します。

トヨタ不動産、トヨタグループ3社及び応募意向表明株主は、所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する意向です。

<中略>

③ 本自己株式公開買付け（トヨタ自動車、豊田通商、アイシン）（～2026年4月中旬又は下旬）

本公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提条件として、トヨタ自動車、豊田通商及びアイシンが本自己株式公開買付け（トヨタ自動車、豊田通商、アイシン）を実施し、対象者は、所有するトヨタ自動車、豊田通商及びアイシンの株式を本自己株式公開買付け（トヨタ自動車、豊田通商、アイシン）に応募します。なお、本自己株式公開買付け（デンソー）に関しては、下記⑥を参照ください。



④ 本スクイズアウト手続（～2026年5月中旬）

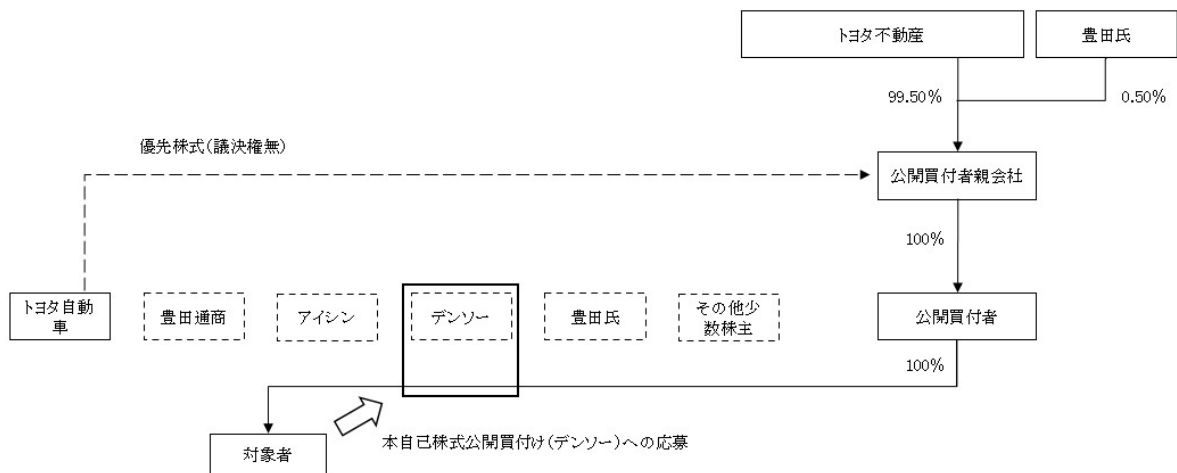
<中略>

⑤ 本自己株式取得（～2026年5月中旬又は下旬）

<中略>

⑥ 本自己株式公開買付け（デンソー）（～2026年6月下旬）

本公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提条件として、デンソーが本自己株式公開買付け（デンソー）を実施し、対象者は、所有するデンソーの株式を本自己株式公開買付け（デンソー）に応募します。



<中略>

その結果、対象者は、下記「（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程並びにその内容及び理由」の「(iii) 対象者の意思決定の内容」に記載のとおり、本日開催の取締役会において、改めて本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、2025年6月3日時点における対象者の判断を変更し、本公開買付けに応募することを推奨することを決議したとのことです。

その後、公開買付者は、2026年1月15日から本公開買付けを開始しておりますが、本公開買付け開始後における対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性をより一層高めるため、2026年2月12日、公開買付期間を2026年3月2日まで延長し、合計31営業日と

することを決定いたしました。＜後略＞

(変更後)

＜前略＞

本取引は、①本公開買付け、②(ア)本公開買付けの成立後、本公開買付けの決済の開始日の前営業日までの期間における、本普通株式出資(トヨタ不動産)及び本優先株式出資並びに本普通株式出資(公開買付者親会社(1回目))、(イ)本公開買付けの決済後における、公開買付者親会社によるトヨタ自動車及びトヨタ不動産の取締役会長である豊田章男氏(以下「豊田氏」といいます。)を割当先とする普通株式の第三者割当増資(以下「本普通株式出資(豊田氏)」といいます。)(注5)及び公開買付者による公開買付者親会社を割当先とする普通株式の第三者割当増資(以下「本普通株式出資(公開買付者親会社(2回目))」といいます。)、③本公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提条件とした(i)トヨタ自動車による自己株式の公開買付け(以下「本自己株式公開買付け(トヨタ自動車)」といいます。)、(ii)デンソーによる自己株式の公開買付け(以下「本自己株式公開買付け(デンソー)」といいます。)、(iii)豊田通商による自己株式の公開買付け(以下「本自己株式公開買付け(豊田通商)」といいます。))及び(iv)アイシンによる自己株式の公開買付け(以下「本自己株式公開買付け(アイシン)」といいます。)((i)～(iv)を総称して、以下「本自己株式公開買付け」といい、(i)及び(iii)を総称して、以下「本自己株式公開買付け(トヨタ自動車、豊田通商)」といい、(ii)及び(iv)を総称して、以下「本自己株式公開買付け(デンソー、アイシン)」といいます。))並びに対象者による本自己株式公開買付け(トヨタ自動車、豊田通商)への応募、④本公開買付けにより、本公開買付対象株式の全てを取得できなかった場合に対象者の株主を公開買付者及びトヨタ自動車のみとすることを目的として実施される会社法第180条に基づき行う株式併合(以下「本株式併合」といい、本株式併合により対象者の株主を公開買付者及びトヨタ自動車のみとし、対象者株式を非公開化するための一連の手続を「本スクイーズアウト手続」といいます。)、⑤本スクイーズアウト手続の完了を条件として対象者によって実施されるトヨタ自動車所有対象者株式の自己株式取得(以下「本自己株式取得」といいます。)、⑥本公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提条件とした本自己株式公開買付け(デンソー、アイシン)及び対象者による本自己株式公開買付け(デンソー、アイシン)への応募からそれぞれ構成されます。なお、本株式併合の詳細については、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」をご参照ください。

＜中略＞

(iv)本自己株式公開買付け(アイシン)

アイシンが2025年6月3日付で公表した「自己株式の取得に係る事項の変更及び自己株式の公開買付けの開始予定に関するお知らせ」(以下「本自己株式公開買付けプレスリリース(アイシン)」といい、本自己株式公開買付けプレスリリース(トヨタ自動車)、本自己株式公開買付けプレスリリース(デンソー)及び本自己株式公開買付けプレスリリース(豊田通商)と併せて「本自己株式公開買付けプレスリリース」と総称します。))によると、アイシンは、2025年6月3日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及びアイシンの定款の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本自己株式公開買付け(アイシン)を行う予定であることを決議したとのことです。

その後、アイシンが2026年1月14日付で公表した「自己株式の公開買付けの買付条件等の変更及び自己株式取得に係る事項の変更に関するお知らせ」(以下「本自己株式公開買付け条件変更プレスリリース(アイシン)」といい、本自己株式公開買付け条件変更プレスリリース(トヨタ自動車)、本自己株式公開買付け条件変更プレスリリース(デンソー)及び本自己株式公開買付け条件変更プレスリリース(豊田通商)と併せて「本自己株式公開買付け条件変更プレスリリース」と総称します。))によると、アイシンは、2026年1月14日開催の取締役会において、本自己株式公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本自己株式公開買付価格(アイシン)」といいます。))を、本自己株式公開買付価格(アイシン)を最終的に決定する

取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所プライム市場におけるアイシン普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場におけるアイシン普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。但し、かかる金額が本自己株式公開買付け（アイシン）の実施予定の決議に係る取締役会開催日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場におけるアイシン普通株式の終値1,791円（小数点以下四捨五入）を上回る場合には1,791円）とすることから、本自己株式公開買付け価格（アイシン）を最終的に決定する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所プライム市場におけるアイシン普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場におけるアイシン普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。但し、かかる金額が本自己株式公開買付け（アイシン）の買付条件等の変更の決議に係る取締役会開催日の前営業日である2026年1月13日の東京証券取引所プライム市場におけるアイシン普通株式の終値3,078円を上回る場合には3,078円）とすることに変更することを決議したとのことです。

その後、アイシンが2026年3月2日付で公表した「（開示事項の経過）自己株式の公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」（以下「本自己株式公開買付け開始時期変更プレスリリース（アイシン）」といいます。）によると、アイシンは、本自己株式公開買付け（アイシン）を2026年4月28日に予定している2026年3月期第4四半期決算の公表以降に開始することを予定しているとのことです。

なお、本公開買付け合意書において、本公開買付けが成立し、その決済が完了した後、アイシンが、本自己株式公開買付け（アイシン）を開始することを前提条件として、対象者は、所有するアイシンの普通株式の全部（23,239,227株、アイシン株式所有割合（注9）：3.20%）を本自己株式公開買付け（アイシン）に応募することを合意しております。本自己株式公開買付け（アイシン）の詳細については、本自己株式公開買付けプレスリリース（アイシン）、本自己株式公開買付け条件変更プレスリリース（アイシン） 及び 本自己株式公開買付け開始時期変更プレスリリース（アイシン） をご参照ください。

＜中略＞

また、本公開買付けに際して、トヨタ不動産は、本取引検討中における機密保持の観点から、本公開買付けの開始予定の公表以前には、トヨタ自動車及びトヨタグループ3社並びに豊田氏を除く対象者株主への本公開買付けに関する説明は行っておらず、当該各対象者株主からは、その所有する対象者株式について、本公開買付けへの応募の意向の連絡を受けてはおりませんでした。公開買付者は、本公開買付けの成立確度を高める観点で、2025年12月上旬より、保有株式数、応募見込み等を勘案し、複数の対象者株主に本公開買付けへの応募を要請し、2026年1月14日までに、（a）株式会社ジェイテクト（2,002,625株、所有割合：0.67%）、（b）愛知製鋼株式会社（478,305株、所有割合：0.16%）、（c）公益財団法人豊田理化学研究所（119,000株、所有割合：0.04%）、（d）愛三工業株式会社（113,557株、所有割合：0.04%）、（e）トヨタL&F広島株式会社（100,494株、所有割合：0.03%）、（f）トヨタ瑞浪開発株式会社（99,300株、所有割合：0.03%）、（g）大豊工業株式会社（81,500株、所有割合：0.03%）、（h）トヨタ紡織株式会社（33,985株、所有割合：0.01%）、（i）興和株式会社（565,050株、所有割合：0.19%）、（j）浅井産業株式会社（292,500株、所有割合：0.10%）、（k）あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（3,922,472株、所有割合：1.31%）、（l）三井住友海上火災保険株式会社（2,619,400株、所有割合：0.87%）、（m）東京海上日動火災保険株式会社（2,019,550株、所有割合：0.67%）（以下、（a）～（m）の株主を総称して「応募意向表明株主」といいます。）から、各応募意向表明株主が所有する対象者株式の全て（合計所有株式数：12,447,738株、合計所有割合：4.14%）について、それぞれ本公開買付けに応募する意向があるとの連絡を受けました。もっとも、公開買付者は、各応募意向表明株主から当該意向の連絡を受けたにとどまり、各応募意向表明株主との間で応募契約を締結したものではなく、各応募意向表明株主において本公開買付けへの応募に関する意向を変更することが制限されるものではありません。

また、本公開買付けの実施に関する公表日である2025年6月3日以降、トヨタ不動産は、対象者の株主である多数の機関投資家との間で、個別に本公開買付けに関する対話を行ってまいりました。その結果、トヨタ不動産は、2026年2月28日、より多くの株主の皆様にご賛同いただくことが本公開買付けの成立に

とって重要であるとの判断に至り、三井住友銀行、三菱UFJ銀行及びみずほ銀行から、必要な借入金額に係る融資証明書を取得できることを条件として、公開買付価格を18,800円から20,600円へ最終かつ最善の価格として引き上げる意向を固めました。このような多数の機関投資家との協議の過程において、トヨタ不動産は、Elliott Advisors (UK) Limited (以下「エリオット」といいます。)との間においても、対象者株式の本公開買付けへの応募について協議をいたしました。その結果、トヨタ不動産及びエリオットは、2026年3月1日付で、本応募前提条件(下記「(6) 本公開買付けに関する重要な合意に関する事項」に定義します。)が充足されることを条件として、エリオット及びその関係者が、対象者株式20,036,150株(所有割合:6.7%)及び同日以降にエリオット又はその関係者が所有することとなる対象者株式(以下「本エリオット所有株式」といいます。)を本公開買付けに応募する旨の応募契約(以下「本応募契約」といいます。)を締結しております。公開買付者は、2026年3月9日までに、三井住友銀行、三菱UFJ銀行及びみずほ銀行から、本変更後公開買付価格(下記「(6) 本公開買付けに関する重要な合意に関する事項」に定義します。)を前提とした買付け等に要する資金に充当するために必要な借入金額に係る融資証明書を取得できることを条件として、本公開買付価格を20,600円に引き上げる予定です。

本応募契約の詳細につきましては、下記「(6) 本公開買付けに関する重要な合意に関する事項」をご参照ください。

なお、エリオットの関係者であるElliott Investment Management L.P.が提出した2026年2月5日付変更報告書において、同社は対象者株式23,251,500株(所有割合:7.7%)を直接又は間接に保有している旨が記載されていますが、エリオットによれば、同社は、2025年12月31日時点で約800億米ドルの運用資産を有しており、通常、その投資に関し、金融機関等との各種アレンジメントを通じて保有、組成、ヘッジ又は資金調達を行っているとのことであり、本エリオット所有株式は、上記の金融機関等との各種アレンジメント等を踏まえ、本応募契約の締結時点において、エリオットが本公開買付けへの応募を確約することができる対象者株式の全てであるとのことです。

<中略>

<取引のストラクチャー図>

① 本日現在

本日現在において、対象者株式のうちトヨタ自動車が74,100,604株(所有割合:24.66%)、豊田通商が15,294,053株(所有割合:5.09%)、アイシンが6,578,372株(所有割合:2.19%)、デンソーが14,823,500株(所有割合:4.93%)、豊田氏が141,600株(所有割合:0.05%)、トヨタ不動産が16,291,374株(所有割合:5.42%)、その他の対象者株式をその他少数株主が所有しています。また、トヨタ不動産は、2025年6月9日に、公開買付者親会社及び公開買付者を設立しており、公開買付者は、本公開買付対象株式の全てを対象に本公開買付けを実施します。

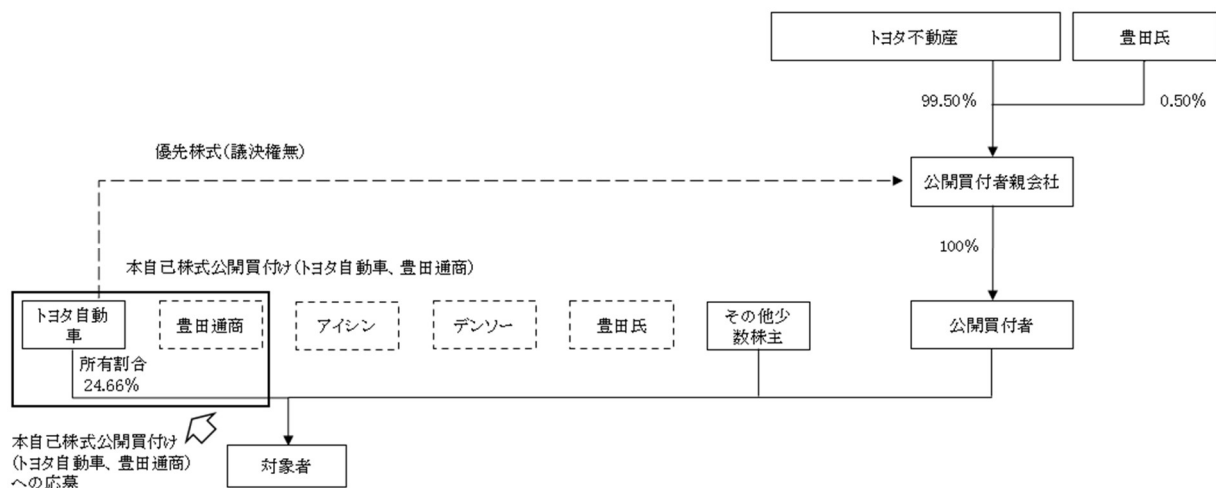
トヨタ不動産、トヨタグループ3社及び応募意向表明株主は、所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する意向です。

エリオット及びその関係者は、本応募前提条件が充足されることを条件として、本エリオット所有株式を本公開買付けに応募する意向です。

<中略>

③ 本自己株式公開買付け(トヨタ自動車、豊田通商)(~2026年5月中旬)

本公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提条件として、トヨタ自動車及び豊田通商が本自己株式公開買付け(トヨタ自動車、豊田通商)を実施し、対象者は、所有するトヨタ自動車及び豊田通商の株式を本自己株式公開買付け(トヨタ自動車、豊田通商)に応募します。なお、本自己株式公開買付け(デンソー、アイシン)に関しては、下記⑥を参照ください。



④ 本スクイズアウト手続 (～2026 年 6 月上旬又は中旬)

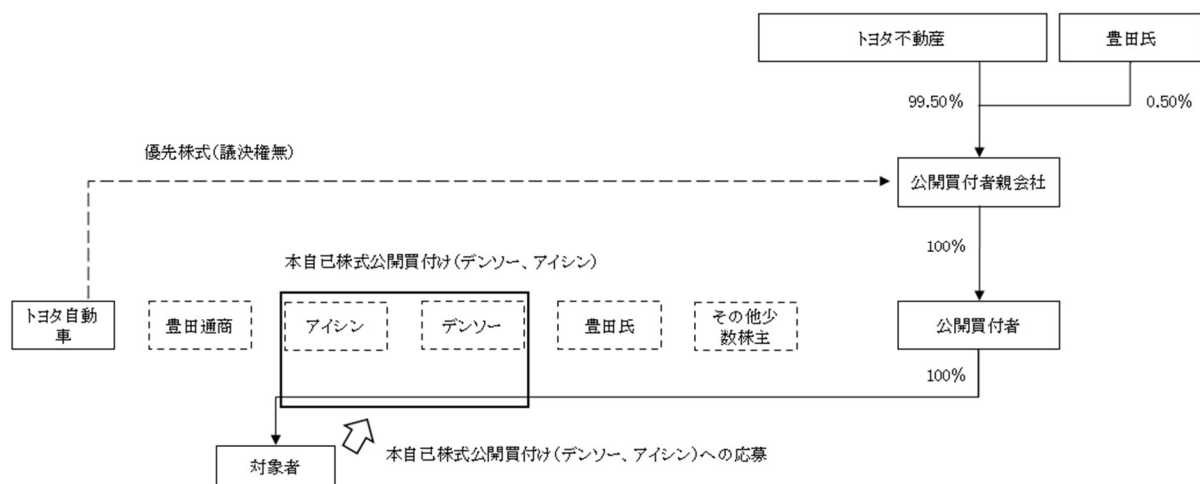
<中略>

⑤ 本自己株式取得 (～2026 年 6 月中旬)

<中略>

⑥ 本自己株式公開買付け (デンソー、アイシン) (～2026 年 6 月下旬)

本公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提条件として、デンソー及びアイシンが本自己株式公開買付け (デンソー、アイシン) を実施し、対象者は、所有するデンソー及びアイシンの株式を本自己株式公開買付け (デンソー、アイシン) に応募します。



<中略>

その結果、対象者は、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程並びにその内容及び理由」の「(iii) 対象者の意思決定の内容」に記載のとおり、2026 年 1 月 14 日開催の取締役会において、改めて本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、2025 年 6 月 3 日時点における対象者の判断を変更し、本公開買付けに応募することを推奨することを決議したとのことです。

その後、公開買付者は、2026 年 1 月 15 日から本公開買付けを開始しておりますが、本公開買付け開始後における対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供し、本公開買付け

の成立可能性をより一層高めるため、2026年2月12日、公開買付期間を2026年3月2日まで延長し、合計31営業日とすることを決定しておりました。

その後、公開買付者は、トヨタ不動産がエリオットとの間で本応募契約を締結したことに伴い、対象者の株主の皆様に本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供するためにも、2026年3月2日、公開買付期間を2026年3月16日まで延長し、合計41営業日とすることを決定いたしました。

<後略>

2. 買付け等の概要

(2) 日程等

② 届出当初の買付け等の期間

(変更前)

2026年1月15日(木曜日)から2026年3月2日(月曜日)まで(31営業日)

(変更後)

2026年1月15日(木曜日)から2026年3月16日(月曜日)まで(41営業日)

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

② 算定の経緯

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)

(x) 本公開買付けの公正性を担保するための客観的状況の確保

(変更前)

公開買付期間は、20営業日に設定されておりましたが、本公開買付け開始後における対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者の株主の皆様が本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性をより一層高めるため、2026年2月12日、公開買付期間を31営業日に変更しております。また、本公開買付けはいわゆる事前公表型公開買付けであり、本公開買付価格を含む一連の取引条件が公表された後、本公開買付けの開始まで比較的長期間が確保されております。また、トヨタ不動産は、対象者との間において、対象者による対抗的買収提案者との接触等を過度に制限するような内容の合意を行っておりません。そのため、トヨタ不動産は、対象者の株主の皆様が本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保し、また、対抗的買収提案者による買収提案の機会を確保しているものと考えております。

(変更後)

公開買付期間は、20営業日に設定されておりましたが、本公開買付け開始後における対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者の株主の皆様が本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性をより一層高めるため、2026年2月12日、公開買付期間を31営業日に変更しておりました。また、トヨタ不動産がエリオットとの間で本応募契約を締結したことに伴い、対象者の株主の皆様が本公開買付けに対する応募についてさらなる判断機会を提供するためにも、2026年3月2日、公開買付期間を41営業日に変更しております。

また、本公開買付けはいわゆる事前公表型公開買付けであり、本公開買付価格を含む一連の取引条件が公表された後、本公開買付けの開始まで比較的長期間が確保されております。また、トヨタ不動産は、対象者との間において、対象者による対抗的買収提案者との接触等を過度に制限するような内容の合意を行っておりません。そのため、トヨタ不動産は、対象者の株主の皆様が本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保し、また、対抗的買収提案者による買収提案の機会を確保しているものと

考えております。

(6) 本公開買付けに関する重要な合意に関する事項

(変更前)

<前略>

② 本公開買付合意書

<中略>

(注9) 本公開買付合意書において、①書面により終了を合意した場合、②本基本契約が解除その他の理由により終了した場合、③本公開買付けが2026年3月31日(対象者、トヨタ不動産及び公開買付者の間で別途合意した場合にはその日)までに開始されなかった場合、④本公開買付けが開始されたが成立せずに終了した場合のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本公開買付合意書は自動的に終了するものとされております。

(変更後)

<前略>

② 本公開買付合意書

<中略>

(注9) 本公開買付合意書において、①書面により終了を合意した場合、②本基本契約が解除その他の理由により終了した場合、③本公開買付けが2026年3月31日(対象者、トヨタ不動産及び公開買付者の間で別途合意した場合にはその日)までに開始されなかった場合、④本公開買付けが開始されたが成立せずに終了した場合のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本公開買付合意書は自動的に終了するものとされております。

③ 本応募契約

上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けに際し、トヨタ不動産は、2026年3月1日付で、エリオットとの間で、以下の内容を含む本応募契約を締結しております。なお、トヨタ不動産は、本公開買付けに関して、本応募契約以外に、エリオットとの間で合意を行っておらず、本公開買付けに応募することにより得られる金銭以外にトヨタ不動産又は公開買付者からエリオットに対して供与される利益は存在しません。

(i) エリオット及びその関係者が、(a) 適用法令に定める手続に基づき本公開買付価格が20,600円以上の価格(以下「本変更後公開買付価格」という。)に変更されること、(b) トヨタ不動産が、2026年3月2日付で、本応募契約を締結したこと及び本公開買付価格を20,600円に変更する意図を有していることを開示すること、並びに、(c) エリオットによる本応募(以下に定義する。)が法令等又は司法・行政機関等の判断等に違反しないこと(但し、当該違反が、エリオット又はその関係者が生じさせたもの又はその責めに帰すべきものである場合は除く。)((a)、(b)及び(c)を総称して、「本応募前提条件」という。)を条件として、以下の義務を負うこと。

ア. 本エリオット所有株式の全てを、本公開買付けに応募し(以下「本応募」という。)、本応募を撤回しないこと。

イ. 対象者株式に対する公開買付けを開始又は支援しないこと。

ウ. 本取引に関し、対象者株式を対象とする株式買取請求権その他これに類する権利を行使しないこと。

(ii) 本応募契約は、2026年3月9日までに本公開買付価格が20,600円以上の価格に変更されない場合、又は、2026年4月14日までに本公開買付けが成立しない場合には、終了すること。

(8) 決済の方法

② 決済の開始日

(変更前)

2026 年 3 月 9 日 (月曜日)

(変更後)

2026 年 3 月 24 日 (火曜日)

なお、本買付条件の変更の具体的内容は、本公開買付けの条件変更に関して公開買付者が 2026 年 3 月 2 日に提出した公開買付届出書の訂正届出書をご参照ください。

以上

本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表することを意図したものであり、本公開買付けに係る売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず本公開買付けに係る公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断でなされるようお願いいたします。本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みの勧誘、購入申込みに該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配付の事実が、本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

本公開買付けは、日本で設立された会社である対象者の普通株式である対象者株式を対象としています。本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。以下同じです。）第 13 条（e）項又は第 14 条（d）項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本プレスリリースの中に含まれる財務情報は、国際会計基準（IFRS）に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者とはならないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

本プレスリリースの記載には、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933）（その後の改正を含みます。）第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第 21E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者又はその関係者（affiliate）は、これらの「将来に関する記述」に明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に達成されることを保証するものではありません。本プレスリリースの中の「将来に関する記述」は、本日の時点でトヨタ不動産株式会社（以下「トヨタ不動産」といいます。）が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、トヨタ不動産、公開買付者及びそれぞれの関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。

公開買付者、公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関係者を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）規則 14e-5（b）の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で、公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等は市場取引を通じた市場価格、若しくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、米国においても同様の方法によって開示が行われます。

会社法に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。